

専門部会の開催について

〔平成 25 年 5 月 15 日〕
〔地方分権改革有識者会議座長決定〕
一部改正 令和元年 6 月 28 日
一部改正 令和 5 年 6 月 5 日

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日（令和 5 年 6 月 5 日一部改正）内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

- （1）専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。
- （2）部会長は、部会長代理を指名することができる。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- （1）部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- （2）専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- （3）専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- （4）専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。